

袋井警察署(以下「袋井署」という。)における「警察証明」等の取扱いについて
(ここに記載の内容は、袋井署においてのみ有効。受付時間等詳細については、警察本部の
「警察証明」の申請についてのページをご覧ください。)

第1 警察証明

証明を必要とする方(以下「申請者」という。)からの申請に基づき、袋井警察署長が、
事実の存在又は届出を受理したことを文書により証明する行為のことをいいます。

1 袋井署で取扱いする主な警察証明

(1) 事実証明

申請事項の存在が事実であることを証明するもので、袋井署で受理したものに限り
ます。

(2) 届出証明

届出を受理したことを形式的に証明するもので、袋井署で受理したものに限り
ます。

2 申請(願出)方法

(1) 証明(書)の申請・交付

証明(書)の発給は、申請者に対する直接交付を原則とさせていただきます。
申請は、申請者の身分証明書を持参していただき、窓口で交付される申請用紙に記入
の上、提出してください。内容を確認させていただいた上で、準備が整い次第、連絡
を差し上げますので、窓口にてお受け取りください。

(2) 申請者が身柄拘束中等である場合の対応

申請者が身体拘束中である場合は、弁護士又は親族その他の者による代理申請が可
能です。代理申請の場合、申請者の委任状が必要です。

(3) 郵送による申請への対応

申請者が遠隔地に居住する等、やむを得ない理由がある場合は、郵送による申請が
可能な場合があります。この場合、申請書は、身分証明書を添えて、郵送していただく
ことになり、証明は、書留や配達・内容証明付きなど、申請者に届いたことが確認でき
る方法により郵送させていただきます。郵送料は原則、申請者に負担していただきま
す。詳しくは当署にお問い合わせください。

(4) 警察証明を紛失等した場合の対応(再発給)

再発給を申請する理由を聴取させていただいた上、改めて申請していただきます。

3 留意事項

(1) 次に該当する場合には、証明をすることはできません。

ア 個人、法人等の権利利益を害し、又は犯罪の予防、捜査その他の公用の安全と秩
序の維持等に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 願出人に直接関係のないと認められるもの。ただし、その者が死亡又は身体の故
障等によって直接願出することができない特別の事情がある場合を除く。

ウ その他証明することによって紛議を生じ、又は悪用されるおそれがあると認めら
れるもの。

エ 個人情報保護に関する法律で規定する「利用目的以外の目的のための利用又は
提供」できる場合に該当しないもの。

(2) 上記の主な警察証明のほかに、証明を必要とする場合は、袋井署にお問い合わせく ださい。

なお、証明に長時間を要す、或いは、検討の結果、証明ができない場合があること
を、あらかじめご承知ください。

- (3) 海外渡航者に対する犯罪経歴の証明については、警察本部のページ（海外渡航時の警察証明取得）をご覧くださいとともに、警察本部刑事部鑑識課にお問い合わせください。

第2 受理番号の提供

番号を必要とする方からの申出に基づき、袋井署において届出等を受理した際に付した番号を口頭により提供することをいいます。

1 袋井署で取扱いする主な受理番号

遺失届受理番号	袋井署で受理したもの
被害届受理番号	
相談受理番号	

2 申請(願出)方法

受理番号の提供は、それを必要とする方への口頭による回答を原則とさせていただきます。必要とする方が窓口又は電話にて申し出てください。内容を確認させていただいたうえで、準備が整い次第、回答します。

3 留意事項

前記第1の3の(1)及び(2)を準用します。この際、「証明(をする)」を「提供(をする)」、「警察証明」を「受理番号の提供」と読み替えます。